業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
第 103 条　削除	（預託、口座振替及び交付の制限） 第 103 条　参加者は、日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券の預託又は交付の請求及び口座振替の請求については、証券取引所が定める売買単位の整数倍により行う。 2　参加者は、顧客からの日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券の預託又は交付の請求及び口座振替の請求については、証券取引所が定める売買単位の整数倍により受けるものとする。
第 109 条　削除	（参加者への受益証券の記番号の通知） 第 109 条　機構は、第 106 条第 1 項の規定する受益者登録の請求の取次ぎを行わない受益証券であって、機構が適当と認めるものについては、信託の計算期間終了日に預託されている受益証券の記番号を、各参加者に対し、その預託残高に応じて、適正に割り振ったうえで、通知する。
附　　則 この改正規定は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。	